

特定施設入居者生活介護について

1. 特定施設入居者生活介護とは

ケアハウスに入居している要介護者又は要支援者に対して、介護サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護や病気の治療や日常的な健康管理をしていく看護、洗濯・掃除などの家事、生活上の相談・助言、その他日常生活のお世話などを行うサービスです。

また、心身の虚弱化などにより要介護状態になった場合でも、適切な介護サービスの提供により、自立的な日常生活を営むことができるようにすることを目的としています。

ルンビニ大治で、特定施設入居者生活介護を受けることができる方は、介護保険認定を受けている全ての方です。特定施設入居者生活介護は施設介護になるため、現在、訪問介護、デイサービス、デイケア、ショートステイ、福祉用具の貸与等、外部のサービスを受けている場合は受けられなくなります。

※ 介護認定を受けている、40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）も対応しております。

※ 福祉用具に関しては、各個人でお借りいただきます。（介護保険では借りることはできません。）

2. サービス内容（※下記は一般的な介助内容です。）

排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> 入居者様の身体状況に応じて夜間を含めた適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立ができるように介助を行います。
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> 週2日の入浴または、状態によって清拭を行います。 自力で入浴できない方は、リフトを用いた入浴を行います。
居室の清掃	<ul style="list-style-type: none"> 週1日の居室の清掃を行います。水回りは適宜行います。
洗濯の介助	<ul style="list-style-type: none"> 週2日の普段着、シーツ等の洗濯を行います。 ※洗い縮みする素材は月・木のクリーニングでお願いします。
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて介助を行います。 ※介助を受ける方の精神的な負担を防ぎながら行います。 きざみ、おかゆ等で、食事が摂れない方へソフト食を提供します。（別途費用） 食事、水分量の確認を行います。
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できる限り衣類を交換していただくように配慮します。 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。 個人の尊厳に配慮して、適切な整容が行われるようサポートします。
夜間巡視	<ul style="list-style-type: none"> 夜間のトイレ介助等を行います。 安否確認、体調不良等の介助を行います。
バイタルチェック (血圧、体温測定)	<ul style="list-style-type: none"> 入浴前にバイタルチェックを行います。 健康状態に注意して、少しでも変化があるときは、受診をしていただき、病状の悪化を防ぐように努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 入居者様のかかりつけ医や施設の協力医療機関に診察を依頼し、健康管理を行います。施設指定病院へ通院する場合は送迎をいたします。 協力医療機関（内科、眼科、歯科）による訪問診療をご利用いただけます。 水分摂取、安否確認、居室内の異常発見を目的とする居室訪問を行います。 投薬管理、服薬確認を行います。
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> 入居者様及びそのご家族様より相談を受けた時は、各専門のスタッフが対応します。
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> 食堂、3階の多目的室を使い体操等のレクリエーションを行います。 気候が良ければ、施設近辺の散歩も行います。
買い物	<ul style="list-style-type: none"> イオンのネットスーパーを利用して週1回お買い物が可能です。
環境面	<ul style="list-style-type: none"> ナースコールを枕元まで延長して対応します。
手続き代行	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険書類の交付、申請手続き等を代行します。 ※ご家族様でしか手続きが行えないものに関してはお願いする場合がございます。

自立に向けた介護サービス計画書に基づいて行いますので、各個人によって変更の場合がございます。

3. 特定施設入居者生活介護事業の費用について

(1) 介護費自己負担額

令和3年4月1日適用

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 単位数 (30日)	5,460 単位	9,330 単位	16,140 単位	18,120 単位	20,220 単位	22,140 単位	24,210 単位
介護保険 報酬 (30日)	56,074 円	95,819 円	165,757 円	186,092 円	207,659 円	227,377 円	248,636 円
自己 負担額 (30日)	5,608 円	9,582 円	16,576 円	18,610 円	20,766 円	22,738 円	24,864 円

*介護保険の自己負担割合 1割で計算

(1単位=10.27円で計算)

(2) 医療機関連携加算

定期的に医師に往診して頂き診察・投薬を受ける方に加算。

(3) 科学的介護推進体制加算

入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、その情報を活用する。

(4) 口腔衛生管理体制加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合の加算。

(5) 処遇改善加算Ⅰ・ベースアップ等支援加算

介護職員の処遇改善するための加算。

(6) 特定処遇改善加算Ⅱ

経験・技能のある介護職員の更なる処遇改善のための加算。

(7) 階層別利用料金表

階層別（前年の収入額別）利用料一覧表（月額）

令和5年4月1日現在

階層	※対象となる前年の収入額	サービスの提供に要する費用	生活費	管理費	水道料金	千草の会	利用料合計
1	1,500,000 円以下	10,000	44,500	12,620	1,240	1,000	69,360
2	1,500,001 円 ～1,600,000 円	13,000					72,360
3	1,600,001 円 ～1,700,000 円	16,000					75,360
4	1,700,001 円 ～1,800,000 円	19,000					78,360
5	1,800,001 円 ～1,900,000 円	22,000					81,360
6	1,900,001 円 ～2,000,000 円	25,000					84,360
7	2,000,001 円以上	27,830					87,190

※ この表の対象となる収入は、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

(8) その他の費用

※すべての方に必要なものではありません。ご利用分を引落しいたします。

項目		摘要	金額
日用消耗品費 (必須)		介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護入居者様全員から毎月徴収します。	200円/月
① 健康管理費	健康診断 (年1回 必須)	中京サテライトクリニック	実費負担
	受診 (医師の往診)	春田仁愛病院・クリニックサンセール清里・桜通デンタルクリニック・たにくち眼科・はあと在宅クリニック・木の香往診クリニック	
	予防接種	インフルエンザ予防接種等	
	薬等	薬(ポトス薬局)	
② 理美容費	理美容 (移動美容室)	毎月、移動美容室「そよ風」の出張による理髪及び美容サービス(カット、毛染め、顔そり等)をご利用いただけます。	
③ 日用品費	消耗品等	・オムツ ・お尻拭き ・ティッシュ ・トイレトペーパー 等	実費負担
④ 代行費	洗濯	職員が入居者様の要請を受けて、洗濯、乾燥、居室までの運搬を行います。	300円/回
⑤ 病院送迎及び付添い (救搬時含む) 外出付添い・外出代行等 【追加料金】時間外 (18～9時の間)		基本的には、保証人様の対応ですが、やむを得ず利用される場合の料金です。当日の職員の人数によっては、対応できかねる場合もございます。	1,000円/ 30分
			1,000円/ 30分
⑥ 各種手続き代行		外出を伴う場合は別途⑤の費用が加算されます。	1,000円/回
⑦ 介助費	2回目以降の清掃 (1週間)	利用の可否は施設の判断によります。	1,000円/回
	3回目以降の入浴 (1週間)	利用の可否は施設の判断によります。	500円/3回目 1,000円/回 (4回目～)
⑨ 特別食	朝食	看護師が、固形物の咀嚼が困難と判断した場合、身元保証人様の了解を得て提供します。ただし、費用は、給食費に加算します。	120円/回
	昼食		130円/回
	夕食		130円/回
⑩ 管理費	入居者預り金	身元保証人様の要請を受けて、一定の額の現金を預かり、必要な都度入居者様にお渡しします。	1,000円/月

4. 特定施設入居者生活介護を利用される保証人様へのお願い

- (1) 体調・状態の変化の報告、消耗品等の購入をお願いするために少なくとも月1回の面会。
- (2) 定期診断で異常が発生し、大きな病院へ検査等受診が必要になった場合の付き添い。
- (3) 入院が必要になった場合の手続きの対応。
(搬送病院等に昼夜問わず必ず駆けつけていただきます。)
- (4) 当施設での介護等が難しくなった場合の次の施設への申し込み。
(相談に乗らせていただきますが、見学、申し込み等は保証人様で行っていただきます。)
- (5) 衣替え及び転倒等危険がある場合、居室の配置換え。

※ 入居者様が安定した、より良い生活を送って頂くためには、保証人様、ご家族様のご協力が必要です。

5. 特定施設入居者生活介護の契約解除について

当施設は終身の施設ではありません。このため、「徘徊等で周りに著しい迷惑行為や危険行為（自虐行為等）のある方や介護拒否のある方、お体の状態が施設の設備にあわなくなった方。」などは、特定施設入居者生活介護の限界を超えるため、やむを得ず、契約解除をさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。